

TOPICS

新しい雇用保険制度がスタート

平成15年5月1日より雇用保険が改正されスタートした。今回の改正は経済社会の変化や働き方の多様化に対応し、再就職支援の役割を安定的に果たしていくための改正で、給付の重点化と制度の安定的運営確保の観点から改正が行われた。主な変更点は の項目(11項目)である。

基本手当の給付率、上限・下限額の改正

基本手当の給付率が「60%～80%」から「50%～80%」に変更(60歳以上65歳未満は「50%～80%」から「45%～80%」に変更)された。

賃金日額()の上限額が以下の図表のように変更された。

年齢	上限額()内は改正前
30歳未満	13,160円 (14,460円)
30歳以上45歳未満	14,620円 (16,070円)
45歳以上60歳未満	16,080円 (17,680円)
60歳以上65歳未満	15,580円 (19,280円)

賃金日額の下限額が一律 2,140 円に変更(改正前は短時間労働被保険者：2,140 円、短時間労働被保険者以外の被保険者：4,210 円)された。

基本手当 = 賃金日額 × 給付率

60歳到達時賃金日額算定の特例が廃止

60歳到達時以後に離職した被保険者は、60歳到達時点での賃金日額と離職時の賃金日額を比較して高い方の賃金日額により基本手当を算定する特例が設けられていたが、廃止された。

基本手当の所定給付日数の変更

短時間労働被保険者と短時間労働被保険者以外の一般保険者の所定給付日数が一本化され、一部給付日数、年齢区分も変更された。以下の表参照。

【特定受給資格者()】

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	-
30歳以上45歳未満	90日	90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満	90日	90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

【特定受給資格者以外】

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	90日	120日	150日	

【就職困難な受給資格者】

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
4歳未満				300日	
4歳以上6歳未満	150日			360日	

特定受給資格者：倒産、解雇等の理由により離職を余儀なくされた者

育児休業、介護休業または育児・介護に伴う勤務時間短縮措置により賃金が喪失または低下している期間中に倒産、解雇等の理由により離職した被保険者は、休業開始前または勤務時間短縮措置前の賃金日額により基本手当の日額を算定する特例が創出された。

雇用対策臨時特例法による公共職業訓練の複数回受講等の特例措置対象者が「45歳以上60歳未満」から「35歳以上60歳未満」に拡充されるとともに特例期間が「平成16年末まで」から「平成19年末まで」3年間延長された。

高年齢求職者給付金の額の改正

高年齢求職者給付金の給付内容が短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者の給付内容に一

改正前

	1年未満	1年以上	5年以上
一般()	30日	60日	75日
短時間()	30日	50日	

改正後

	1年未満	1年以上
	30日	50日

本化された。

一般：短時間労働被保険者以外の被保険者

短時間：短時間労働被保険者

就業手当の創設

基本手当受給者の多様な就業形態による早期就業を促進するため就業手当が創設された。

【支給要件】

基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上あり、かつ、45日以上である受給資格者が再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就業した場合において、一定の要件（ ）を満たしたときに支給される。

要件

- ・待機期間が経過した後の就業であること
- ・離職前の事業主（関連事業主を含む）に再雇用されたものでないこと
- ・離職理由による給付制限を受けた場合に、待機期間満了後1か月間については、公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介により再就職したこと
- ・求職の申し込みをした日前に雇用の予約をしていた事業主に雇用されたものでないこと

【支給額】

基本手当日額の30%に相当する額を就業日ごとに支給。

【支給手続】

原則として、失業の認定にあわせ、4週間に1回、前回の認定日から今回の認定日の前日までの各日について、「就業手当支給申請書」に、受給資格者証と就業した事実を証明する資料（給与明細書など）を添付して申請する。

教育訓練給付の額等の改正

支給要件期間、給付率および上限額の改正

支給要件期間を「5年以上」から「3年以上」に短縮

給付率、上限額の改正

a 5年以上の場合

経費の40%相当額、ただし上限額は20万円で8千円を超えない場合は支給しない。

b 3年以上5年未満の場合

経費の20%相当額、ただし上限額は10万円で8千円を超えない場合は支給しない。

適応対象期間の延長

一般被保険者資格を喪失した日以後1年間のうちに妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始することができない日がある場合には、当該資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間にその受講を開始できない日数（最大3年まで）を加算できる。

高年齢雇用継続給付の支給要件、給付率等の改正

対象となる被保険者の賃金が60歳前に比べて25%（改正前は15%）を超えて低下した場合に、賃金額の15%（改正前は25%）に相当する額を支給する。

高年齢再就職給付金の支給を受けられる被保険者が、同一の就職につき、再就職手当の支給を受けられる場合において、再就職手当の支給を受けたときは高年齢再就職給付金は支給されず、高年齢再就職給付金の支給を受けたときは再就職手当は支給されない。

不正受給の場合の納付命令額等の改正

納付命令額の引き上げ

不正受給により失業等給付を受けた場合の納付命令額が、不正に受けた失業等給付の額の2倍に相当する額以下の金額とされた。

連帯返還・納付命令の対象者の拡大

連帯返還・納付命令の対象者に「職業紹介事業者」、「業として職業指導を行う者」が追加された。

報告等の対象者の拡大

報告等の対象者として、受給資格者等を雇用しようとする事業主および職業紹介事業者等が追加された。

雇用保険料率の改正

雇用保険料率が平成17年4月1日より1,000分の2引き上げられる。